

## 学校法人武蔵野音楽学園 一般事業主行動計画

令和7年4月1日

教職員が仕事と子育てを両立することができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、また、これまで以上に女性が活躍できる環境の整備を目指し、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

### <次世代育成支援対策推進法>

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 内容 目標1：計画期間中における男性の平均育児取得率を80%以上とします。

令和7年4月～ 育児休業制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについての周知を行います。

目標2：専任教職員のうち、25歳から39歳の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月20時間未満とします。

令和7年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行い、意識改革のための研修などを行います。

### <女性の職業生活における活躍の推進に関する法律>

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2 内容 目標1：役職職員に占める女性の割合を50%とします。

令和7年4月～ 女性役職職員の増加のため業務の改善を行います。

目標2：男女の平均勤続年数の差を1年未満とします。

令和7年4月～ 仕事と家庭を両立するための業務の改善を行います。